

Title	山本英史著, 『清代中国の地域支配』
Sub Title	Eishi Yamamoto, "Regional governance in the Qing Dynasty
Author	桐本, 東太(Kirimoto, Tota)
Publisher	三田史学会
Publication year	2008
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.76, No.4 (2008. 3) ,p.113(447)- 117(451)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20080300-0113

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

山本英史著

『清代中国の地域支配』

桐本東太

評書は五百ページ近い分量を誇る文字通りの大作であり、著者三十年来の研究成果を集大成したものである。三十年というからには、言うまでもなくここに収められた論文はそれぞれ、時を隔てて執筆されたものであるが、一本にまとめるに際し、著者による大幅な加筆と訂正が加えられており、首尾一貫した内容をもつものとなっている。また書物の構成も極めて精微であり、収録された十二篇の論文の内容を要約した文章が巻頭に付され、また著者による自賛の言も、含羞の表情を浮かべながら巻末に挿入されている（その部分は、従来の研究を一步進めたところである）。読者はこれらを一瞥することによって、評書の全体に目を通さなくとも、その概要を一目瞭然につかむことができる。そこでここでは、評書に収

録された十二篇の力作を委細を尽くしてまとめることは避け、その大まかな内容を紹介するにとどめておき、そこに私自身の感想をはさんでゆくという書評の形式をとりたいと思う。

評書の内容を一言で表現するなら、それは「徴税」という視窓を通して見た、清代における地方レベルでの国家支配の実態ということになる。著者によると、清代には「自封投櫃」という、個々の農民の自己申告による納税が建前であったが、現実には「自封投櫃」はほとんど機能せず、代わって地方の勢力家がこれを代納する制度が各地において見られたという。そして著者は、この制度が蔓延した背景として、農民が在地の勢力家の「傘の下」に入ることによって、保身をはかる側面があったこ

とを強調している。

それでは地方の勢力家なるものの実態は何か。著者は、紳衿と呼ばれる地域エリートや、行政の末端機関に位置する胥吏、そして無頼の徒である棍蠹といった存在がそれにあたるとしている。彼等が地方政治を壟断している状況は、中央の皇帝にとっては到底容認できるものではなく、清朝は役人を派遣して、しばしば彼等を屈服しようとした。こうした行動は一定以上の成果をあげたと、地方の識字層がものした文献には書かれているが、著者はこうした記載を無批判に踏襲するのは極めて危険であると警告する。なぜならそれは清朝が断行した文字の獄のなかにあつて、あらかじめ公開されることを意図して書かれた文献であり、そこに現実の地方社会の実態が、ありのままに記されているとは到底考えられないからである。ここには著者が本書で強調する柱の一つである、文献史料のみせる「当為と実態」の落差を弁別すべし、という著者の歴史家としての基本的な態度が表明されている。ただし中国のような国家、中国人のような民族に對峙するにあたり、こうした歴史観が何も著者の独壇場でないことは留意しておいてよい。たとえば氣賀澤保規氏が、隋唐帝国について「建て前と本音、制度と現実、

法令と運用の間にギャップがあるのは当たり前のこと」だ、とされているがごくごくである（『絢爛たる世界帝國』講談社、二〇〇五年）。

それはさておき、こうした著者のスタンスは、名治県と呼ばれる官僚が任地を離任する際の情景として描かれる、「多くの民衆が役所の前にひしめきあつて泣き叫んだ」とか、「治県が当地を離れられないように農民が農具でもつて街路を封鎖した」、という表現も、文献に見られる一種の常套句であり、話半分に聞かねばならないという主張につながつてゆく。しかし重要なのは著者自身が肯定しているように、こうした話には多少の誇張が込められているにせよ、まるきりの嘘ではなかつたという点である。民衆の行動が現地を離れゆく治県にとって、誇らしいことであつたとしても、それを演じた当の民衆の心理はいかなるものであつたのだろうか。それはもしかして、中国全土の村落に存在する、「皇帝万歳万万歳」と刻まれた石碑を建立し続けた民衆の心意に通底するものであつたのではなからうか。もしもここまで考察のコマを進めていれば「清代中国の地域支配」のみならず、「人が人を支配すること」とは一体いかなる現象であるのか、という人文科学の根本命題の一つにまで踏み

込むことができたかもしれない（なお特定の決定事項や一定の規範を石碑に刻んで保存する習俗は、評書の後半においても紹介されている。石碑がなぜこのような効力を持ちえたのか、近代史の分野においてそれを明らかにした研究が存在するか否か、私は知らない）。

なお棍蠹について、著者は「研究史上では彼等は明末清初の商業化・流動化により農村から析出された都市無産層に位置づけられて」という通説を採用しているが（二〇〇頁）、私はこの「析出」という言葉がきらいである。私の専門は中国古代史であるが、近代史学界ではいざ知らず、この「析出」という単語は古代史の世界にあつては手垢にまみれるまでに使われてきたものだからである。例えば、戦国時代の小農民の出現を春秋時代末期における氏族共同体の解体の結果「析出」されてきたものと見なすがごとき、これである。しかし私の考えでは「氏族共同体の解体」という前提そのものが、まず証明されていない歴史事象のように思える。ややもすると歴史を抽象化して捉えた時、このようなまか不思議な単語が頻用されるのではあるまいか。ただしこのことは、少なくとも評書において、取り立てて非難すべき事項には属していない。なぜなら著者の態度は、史料をなめる

ようにして解読し、そこから導き出される歴史事象の一つ一つを具体的かつ丹念に検証するという立場に終始しているからである。これも評書の持つ魅力の一つであろう。さて、思わぬ回り道をしてしまった。本題に戻ろう。

著者によると、紳衿をはじめとする在地の勢力家たちは、個々バラバラに存在していたのではなく、それぞれが蜘蛛の巣のようなネット・ワークを張り巡らし、その網のうえで共存共栄していたという。著者自身が強調しているように、著者が扱う対象の地域は、たとえば四川省のごとく、人口流動の激しい「熱い社会」ではなく、浙江省をはじめ比較的に微温的な様相をみせる土地柄であつたから、こうした指摘も正鵠を射ているであろう。評書はこうした考察を展開してゆくことにより、少結として、清朝の在地支配が一君万民制を理想として標榜しながらも、在地勢力の存在とその動きを前提としてなされた、すぐれて二面的なものであつたという主張を導き出している。私はこの見解を妥当なものと考え。が、その一方で、軽い羨望の念が沸き起こってくるのを禁じ得ない。なぜなら古代史学界では、「個人身支配」か「共同体論」かの二者択一が今なお迫られているのが現状であり、どちらか片方が絶対的に正しいのか、それと

も両者が共存しえた可能性があるのか、それを見切るだけの在地性の強い史料が皆無であるとともに、そもそも文献の数量が圧倒的に少ないのである。こうした面における古代史研究の困難さは、評書をひもといていると痛感せざるをえない（故・大庭修氏が、中国古代史においては制度史以外のアプローチは存在しない、と極言されたのはこの意味においても示唆的である。なぜなら制度史は純粹に「当為」のみの追求に他ならないからである。したがって評書において著者が、自分の研究をわざわざ「血の通った制度史」と表現しているのも何ら怪しむに足りない）。

さて、清朝による全国統治のスタンスが二面的なものであったとはいえ、在地の紳衿達による税金の未納（「紳衿抗糧」は見過ぎしがたい地点にまで到達していた。皇帝はこうした事態に対し、税金の未払者を徹底的に禁圧する処置に出たが、実際に処罰された者は、スケープ・ゴートとでも称すべき、哀れな籤を引き当てた者だけで、実効はほとんどなかったとされている。一君万民制は少なくとも著者が評書で採用している「徴税」という観点からみれば、やはり壮大な虚構であったのである。それにしても県レベルにおける在地の勢力家の実態を

明らかにしたうえで次になされなければならないのは、さらにその下の村レベルで実際に民衆と接触していた「親分」の性格を説明することであろう。評書はその後半において、「地方文献」という、在地で作成され、かつ公開の意図がなかった文書類を駆使して、凶頭などと呼ばれたこうした村の顔役の実体説明に尽力している。

凶頭達はその威勢を笠にきて、税金の横領などに手を出すことはあったものの、他方では村の治安を守る存在でもあり、その正負両局面を見据えなければ、村の顔役の実態には迫れないと、著者は強調している。異色の社会学者・きだみのるによる日本の村落研究においても、一方的な悪玉か善玉が村の統率者には絶対になれないことが、彼が住み込んだ村落の実例によって活写されている。私が評書における、村の顔役的存在の理解をおおむね肯定するゆえんである。

以上において私は評書の紹介という任務を、ほぼ終えたといつてよい。評書を一読した直後の私の感想は、「中国は変わらないなあ」という一言に尽きている。そうした意味で、評書の最後にふされた著者による書評は極めて示唆的である。というのも著者は、岩井茂樹氏による『中国近世財政史の研究』を評して、「はるか昔に

葬り去られたはずの中国社会停滞論（中略）の棺の蓋を開けかねない「危険性」を生み出しているといわねばなるまい」（四五五頁）と書き記しているからである。しかし「葬り去られた」「停滞論」とは一体何か。今更言うまでもないことだが、人間の生み出した社会は様々な細部によつて構築されており、そこには可変部分もあれば不変部分もある。「徴税」や「財政」という側面に限つてみた場合、中国が「停滞」した社会であつた可能性は十分あつたのであり、それはまた現在においてもありうるのである。著者の専攻は社会経済史であるが、戦後日本の社会経済史が、中国停滞論の克服を目標としてかかげながら出発した、その暗影を、著者もまた引きずつていとみななければなるまい。こうした思いを込めつつ評書のページを繰つてゆくならば、清朝における一君万民制の虚像という結論も、あくまで「徴税」という覗窓からみた際の蜃気楼に過ぎないのかもしれないという感慨と慨嘆の念を読者は抱くことになるう。

しかし単に書物をあらわすという行為にとどまらず、人間という動物はどこかに立脚点を持たなければ、なにごとも認識・識別することすらできない存在である。すでに述べたことであるが、本書の立脚点（徴税）と、著

者の地道な史料の読み込みという作業のあいだにかかるロープは、図太く、そして強靱きわまりない。本書の閲読を、中国史研究者にとどまらず、広く市井の読書子にすすめたいと私は信じているが、その理由はこの点に尽きていることを最後に付け加え、擱筆させていただきたい。

《慶應義塾大学出版会、二〇〇七年五月、八〇〇〇円》